

# 令和5年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針

## 1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資するため、法に規定する障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

本方針は、杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）第2条第1項に規定する課（以下「各課」という。）に適用する。

## 3 調達の対象となる施設等

本方針の調達の対象となる施設等は、次に掲げる障害者就労施設等（以下、「作業所等」とする。）とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

## 4 調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、食品、雑貨、清掃、印刷、クリーニング等、作業所等が受注することが可能なもの。

## 5 調達の目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、物品及び役務ごとに、前年度の調達額を上回ることを目標とする。

## 6 調達への推進に向けた取組

- (1) 各課の物品等の調達については、その都度、作業所等からの調達の可能性を検討する。
- (2) 各課は、障害者生活支援課へ作業依頼している役務を新たな優先調達につなげるよう検討し、作業所等への業務委託の予算化に努める。
- (3) 各課は、物品等の調達に当たって、作業所等が担えるような発注内容・発注方法・発注量や余裕のある履行期間などを考慮するように努める。
- (4) 障害者生活支援課は、作業所等が供給可能な物品等の種類、内容、金額等の情報収集に努める。
- (5) 障害者生活支援課は、優先調達案内チラシや作業所等の案内カタログを作成し、積極的に各課へ周知する。
- (6) 作業所等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約をより積極的に活用するものとする。

## 7 推進スケジュール

別紙「令和 5 年度障害者就労施設からの物品等調達推進スケジュール」のとおり

## 8 調達実績の報告・公表

各課は、本方針に基づく調達実績を 10 月及び会計年度終了後の 2 回、障害者生活支援課に報告するものとする。障害者生活支援課は、会計年度終了後の報告に基づき実績を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

## 9 その他

- (1) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等  
区は、法第 10 条第 2 項の規定に基づき、施工能力等審査型総合評価方式の活用等、引き続き、公契約について障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 作業所等が供給する物品等の質の向上及び供給の円滑化  
作業所等は、法第 11 条の規定に基づき、供給物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めることとする。